

## 2-2 分収造林

単位(面積:ha)

年 森 林 管 理 次 署	総 数		設定区部分林		旧慣部分林		学校分収造林	
	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積
平成 17 年 3 月 31 日	737	7,355	-	-	-	-	152	348
平成 18 年 3 月 31 日	748	7,390	-	-	-	-	153	345
平成 19 年 3 月 31 日	754	7,479	-	-	-	-	151	345
平成 20 年 3 月 31 日	827	7,498	-	-	-	-	152	342
<b>平成 21 年 3 月 31 日</b>	<b>831</b>	<b>7,531</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>152</b>	<b>342</b>
石狩	31	130					8	15
空知	66	626					4	7
(北空知)	23	83					11	20
胆振東部	16	86					2	11
日高北部	10	96						
日高南部	15	29					7	6
留萌北部	41	407					6	15
留萌南部	120	540					5	7
上川北部	47	652					16	62
宗谷	122	1,857					3	10
上川中部	21	180					5	10
上川南部	28	370					9	19
網走西部	25	137					10	25
(西紋別)	21	144					8	18
網走中部	57	476					17	42
網走南部	36	372					5	14
根釧西部	28	182					10	22
根釧東部	10	203					5	8
十勝東部	31	419					7	6
十勝西部	7	78					2	3
(東大雪)	10	197					1	0
後志	4	7						
檜山	46	109					11	22
渡島	16	152						

1 本表は、分収造林台帳より作成した。

2 設定区部分林は、部分林が多数複雑に存在する地方で、地域を特定してその設定を認めたものである。(明治38年)

3 旧慣部分林は、旧国有林野法施行当時、既に国有林野についての収益権利を有していた部分林を、国有林野法によって部分林とみなしたものである。(明治32年)

## 2-2 分収造林

単位(面積:ha)

年 森 林 管 理 次 署	各種記念分収造林		林業構造改善分収造林		山村振興分収造林		一般分収造林	
	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積
平成 17 年 3 月 31 日	195	1,965	21	645	8	93	361	4,304
平成 18 年 3 月 31 日	195	1,964	21	645	8	93	371	4,341
平成 19 年 3 月 31 日	195	1,965	21	646	8	93	379	4,430
平成 20 年 3 月 31 日	195	1,964	21	645	8	93	451	4,453
<b>平成 21 年 3 月 31 日</b>	<b>198</b>	<b>1,964</b>	<b>21</b>	<b>619</b>	<b>8</b>	<b>93</b>	<b>452</b>	<b>4,512</b>
石狩	11	63					12	52
空知	28	323					34	297
(北空知)	5	31					7	31
胆振東部	2	17					12	57
日高北部	2	6	2	65			6	26
日高南部	5	19					3	5
留萌北部	15	168					20	224
留萌南部	16	216					99	317
上川北部	13	311					18	279
宗谷	30	302	3	240	7	87	79	1,218
上川中部	5	36			1	6	10	127
上川南部	7	60					12	291
網走西部	6	60					9	53
(西紋別)	4	45	1	26			8	55
網走中部	13	69	9	166			18	200
網走南部	11	90	5	118			15	150
根釧西部	3	52					15	109
根釧東部							5	195
十勝東部	6	45					18	368
十勝西部	1	5					4	70
(東大雪)	1	12					8	185
後志							4	7
檜山	9	17	1	5			25	65
渡島	5	19					11	133

1 本表は、分収造林台帳より作成した。

2 設定区部分林は、部分林が多数複雑に存在する地方で、地域を特定してその設定を認めたものである。(明治38年)

3 旧債部分林は、旧国有林野法施行当時、既に国有林野についての収益権利を有していた部分林を、国有林野法によって部分林とみなしたものである。(明治32年)